

## 【通信制】生徒心得

京都府立西舞鶴高等学校通信制

### ① はじめに

本校通信制課程には、中学校からの新入学生や他校からの転・編入学生をはじめ社会人として既に職業に就いておられる方や家事・子育て中の方など、様々な年齢や地域から通う生徒が在籍しています。

通信制ならではの多様性を尊重しつつ、以下の「生徒心得」を守って「安心・安全」に学校生活を送りましょう。

### ① 暴力（いじめ）、学習活動への迷惑行為は禁止です。

本校通信制では、「生徒の皆さんが、集中して学習に取り組み、安心して学校生活を送ることができる環境をつくること」を、最も大切にしています。したがって、いじめ、暴力、暴言、学習活動への迷惑行為等は絶対にしてはなりません。そのような場合には特に厳しく指導します。

### ② 喫煙は禁止です。

京都府の学校敷地内は全面禁煙です。

20歳以上であっても、学校及び周辺での喫煙は禁止します。公共の場所での禁煙は社会の常識です。登校日は喫煙しないようにしてください。

20歳未満の生徒の喫煙は、法令でも禁止されているとおり一切認められません。

### ③ 関係者以外は校内立入禁止です。

生徒の皆さんと教職員の安全を保つために、生徒及び学校関係者以外の校内への無断立ち入りを禁止しています。友人など部外者が校内に入ることにはできません。もし、不審者を見つけたら、直ちに近くの教職員に知らせてください。

### ④ 自動車・バイク通学は許可制です。

自動車・バイク通学を希望する生徒は、1年ごとの届け出で学校の許可を受けなければなりません。駐輪等については、学校の指導に従い、交通規則やマナーを遵守してください。（手続きについては後に示します。）

### ⑤ 目的に応じて適切に部屋を使用しましょう。

みんなが気持ちよく学校生活を送るために、それぞれの部屋の目的に合った使い方をしてください。

- 学習室・自習室・・・静かに学習してください。ともに飲食は禁止です。
- 談話室・・・・・・・・自由に談話することができます。ただし、近くの教室で面接指導がある場合があるので節度を保ちましょう。
- 職員室及び講師室・・・職員が様々な仕事を行う場ですので、ここでは学習はできません。相談や質問があるときは、先生を訪ねて指導を受けましょう。

## ⑥ 携帯電話・スマートフォンはマナーを守って使いましょう。

学校は「学習するための公共の場」であることから、校内における携帯電話等の使用にあたっては、次のきまりやマナーを守ってください。

### 1 面接指導を受けているとき

- 電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- 通話のために退室をしてはいけません。
- 使用していた場合には、迷惑行為とみなし指導を行います。

### 2 考査を受験しているとき

- 電源を切り、かばんの中にしまっておくこと。守れない場合には、不正行為とみなします。

### 3 上記の1・2以外のとき（休み時間、自習時間、昼休みなど）

公共の場における使用上のマナーを守ってください。

- 原則的には、マナーモードに設定しておく。
- 音楽を聴く時には、音量を小さくし、イヤホンを使用する。
- 通話は場所を考えて、小さな声で簡潔に話をすませる。

### 4 その他

迷惑メール、有害サイト、架空請求等、携帯電話やインターネットにかかわるトラブルや犯罪が頻発しています。普段から十分に気をつけてください。また、トラブル等が発生した場合には、早めに学校に相談してください。

## ⑦ その他

- 校内では必ず本校指定の上履きをはいてください。
- 貴重品については常に携行する等、各自でしっかり管理してください。
- JR・丹鉄の学割回数券は、生徒本人が学習のために登校する場合にのみ使えます。目的外使用は厳禁です。なお、本人確認のため、生徒証明書を携行してください。